

特許権	判決年月日	令和4年5月31日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	令和3年(行ケ)第10082号		
○ 発明の名称を「電気絶縁ケーブル」とする発明の特許出願に係る拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決につき、進歩性の判断に誤りがあるとして、審決を取り消した事例。				

(事件類型) 審決(拒絶)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特願2019-166439号

(審決) 不服2020-6043号事件

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「電気絶縁ケーブル」とする原告の特許出願につき、拒絶査定不服審判請求を不成立とする審決(以下「本件審決」という。)がされたことから、原告が、その取消しを求めた事案である。

本件審決の要旨は、補正後の請求項1に記載された発明(以下「本願発明」という。)は、甲1の公開特許公報(特開昭62-122012号。以下「甲1公報」という。)に記載された発明(以下「引用発明」という。)及び甲2ないし甲6の各公報に記載された周知技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、進歩性を欠くというものである。

2 本判決は、引用発明の認定、一致点及び相違点の認定並びに相違点1、2及び5に係る進歩性の有無に関する本件審決の判断に誤りはないが、以下のとおり、相違点3、4及び6に係る進歩性の有無に関する本件審決の判断には誤りがあるとして、本件審決を取り消した。

(1) 相違点3に係る容易想到性

ア 相違点3は、「本願発明は『前記コア電線のみを巻くテープ部材』を有するのに対し、引用発明ではそのような特定がなされていない点。」である。

イ 本願発明の親出願がされた平成25年5月1日(以下「本件原出願日」という。)の時点における工業用の電気絶縁ケーブルの技術分野においては、撚り合わせたコア電線を押さえたり、耐熱性を持たせたりすることなどを目的として、コア電線にテープ部材を巻くことは周知技術であり、その結果としてコア電線とシースとの間にテープ部材が配置されることも周知技術であったと認められる。

そして、引用発明は、工業用の電気絶縁ケーブルに関する発明であり、上記周知技術と技術分野を共通にすることからすれば、甲1公報に接した当業者は、複数の線心をシースで覆う構造である引用発明に対して上記の周知技術を適用し、撚り合わせた複数の線心をテープ部材で巻き、その結果、コア電線とシースとの間にテー

テープ部材が配置される構成とすることを動機付けられるものといえる。

ウ しかしながら、本願発明は、被覆層を除去してコア電線を露出させる作業の作業性に関し、コア材の外周面に粉体が塗布された従来のケーブルには、コア材を取り出す作業の際に粉体が周囲に飛散し、作業性が低下してしまうという課題があったことから、コア電線と被覆層との間に、コア電線に巻かれた状態で配置されたテープ部材を備える構成とすることにより、テープ部材を除去することによって容易にコア電線と被覆層とを分離することができるようにして、上記課題を解決しようとする点に技術的意義を有するものである。

他方で、引用発明は、線心の取り出しを容易に行うことができるようにすることを課題の一つとする発明であり、この点で本願発明と課題を共通にするものといえるが、電源用線心及び信号用線心の外周をシースで覆うのみの形で被覆する構成とすることによって上記課題を解決しようとするものであり、本願発明とは課題を解決する手段を異にするものといえる。

このように、引用発明においては、本願発明と共通する課題が本願発明とは異なる別の手段によって既に解決されているのであるから、当該課題解決手段に加えて、両線心をテープ部材で巻き、その結果、両線心とシースとの間にテープ部材が配置される構成とする必要はないというべきである。そして、引用発明に上記のような構成を加えると、線心を取り出そうとする際に、シースを除去する作業のみでは足りず、更にテープ部材を除去する作業が必要となることから、かえって作業性が損なわれ、引用発明が奏する効果を損なう結果となってしまふものといえる。加えて、甲1公報をみても、引用発明の効果を犠牲にしてまで両線心をテープ部材で巻くことに何らかの技術的意義があることを示唆するような記載は存しない。

エ 以上によれば、引用発明に上記周知技術を適用することには阻害要因があるというべきであるから、相違点3に係る「前記コア電線のみを巻くテープ部材」という構成の意義について検討するまでもなく、本件原出願日当時の当業者が、引用発明及び上記周知技術に基づいて、相違点3に係る本願発明の構成を容易に想到し得たものとはいえない。

(2) 相違点4及び6に係る容易想到性

相違点4に係る本願発明の構成及び相違点6に係る本願発明の構成は、いずれも相違点3に係る本願発明の構成である「テープ部材」を含むものであるから、その余の点について検討するまでもなく、本件原出願日当時の当業者が、相違点4及び6に係る本願発明の構成を容易に想到し得たものとはいえない。